

平成25年9月江北町議会定例会会議結果

| 議案番号 | 件名 | 内容 | 審議結果 |
|--------|---------------------------------------|---|----------------|
| 議案第41号 | 江北町税条例の一部を改正する条例について | 地方税法に関する政令及び省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、改正するもの。 (施行日)平成28年1月1日から施行 | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第42号 | 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 地方税法に関する政令及び省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、改正するもの。 (施行日)平成29年1月1日から施行 | 原案可決 (賛成多数) |
| 議案第43号 | 江北町の字の区域の変更について | 国土調査法の規定による第15調査区の花祭地区、第25調査区の西分地区、及び白木地区は圃場整備区域であり、今後の土地行政及び行政事務の効率化を図るため、字の区域の一部を変更するもの。 | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第44号 | 平成25年度江北町一般会計補正予算(第4号) | 補正額 1,146万7千円 (予算総額 42億9,710万3千円) | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第45号 | 平成25年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号) | 補正額 190万円 (予算総額 3億8,143万6千円) | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第46号 | 平成25年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | 補正額 16万7千円 (予算総額 12億722万8千円) | 原案可決 (賛成多数) |
| 議案第47号 | 平成25年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 補正額 422万2千円 (予算総額 8億5,351万3千円) | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第48号 | 平成24年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定 | 歳入総額 43億5,656万6,993円 歳出総額 41億1,962万4,502円 歳入歳出差引額 2億3,694万2,491円 翌年度へ繰り越すべき財源 7,090万8,000円 実質収支額 1億6,603万4,741円 | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第49号 | 平成24年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定 | 歳入総額 1億9,773万1,484円 歳出総額 1億9,548万5,483円 歳入歳出差引額 224万6,001円 翌年度へ繰り越すべき財源 0円 実質収支額 224万6,001円 | 原案可決 (全員賛成) |

| | | | |
|--------|--------------------------------|---|----------------|
| 議案第50号 | 平成24年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 | 歳入総額 12億4,059万1,369円 歳出総額 12億3,816万2,199円 歳入歳出差引額 242万9,170円 翌年度へ繰り越すべき財源 0円 実質収支額 242万9,170円 | 原案可決 (賛成多数) |
| 議案第51号 | 平成24年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 | 歳入総額 1億573万6,750円 歳出総額 1億527万9,340円 歳入歳出差引額 45万7,410円 翌年度へ繰り越すべき財源 0円 実質収支額 45万7,410円 | 原案可決 (賛成多数) |
| 議案第52号 | 平成24年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 | 歳入総額 8億6,283万1,903円 歳出総額 8億4,500万9,182円 歳入歳出差引額 1,782万2,721円 翌年度へ繰り越すべき財源 0円 実質収支額 1,782万2,721円 | 原案可決 (全員賛成) |
| 議案第53号 | 平成24年度江北町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定 | ・収益的収入及び支出 決算額 収入 2億3,346万4,371円 支出 2億1,581万1,891円 ・資本的収入及び支出 決算額 収入 2,817万9,900円 支出 7,857万684円 (不足額は減債積立金等から補填) | 原案可決 (賛成多数) |
| 議案第54号 | 江北町教育委員会委員の任命について | 教育委員会委員の任期が本年9月30日で満了するので再度任命するため議会の同意を求める (任命する教育委員会委員) 大隈 裕子 氏(再任) | 原案可決 (全員賛成) |
| 意見案第4号 | 道州制導入に断固反対する意見書 | 我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のた | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| | | <p>めの改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。</p> <p>これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。</p> <p>町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。</p> <p>よって、我々江北町議会は、道州制の導入に断固反対する。</p> | <p>原案可決 (全員賛成)</p> |
|--|--|---|------------------------|